# 川崎都市計画地区計画の決定(川崎市決定)

都市計画鈴木町駅前南地区地区計画を次のように決定する。

	名	称	鈴木町駅前南地区地区計画
	位	置	川崎市川崎区港町、旭町2丁目及び伊勢町地内
	面	積	約 3. 5 ha
地区計画の目標			本地区は、都市計画マスタープラン川崎区構想において、港町・鈴木町駅 ゾーンの「新産業複合エリア」に位置付け、商業・生産・業務・研究開発・ 都市型住宅などの機能の集積を適切に誘導し、複合市街地の形成をめざすこととしている。さらに、本地区を「多摩川リバーサイド地区」に位置付け、 羽田空港近接の立地条件を活かした土地利用転換の誘導や多摩川の貴重な自然空間の活用と既存市街地との連携などをめざすこととしている。「多摩川リバーサイド地区」に関しては、多摩川リバーサイド地区整備構想を策定して おり、整備の方向性として、国際化された羽田空港に近接し、かつ、多摩川の貴重な自然環境、魅力あるウォーターフロント景観を享受できる優れた立 地条件を活かして、豊かな自然環境を備えた、人・モノ・情報等が集積する、産業の創造と賑わいの拠点の形成をめざすものとしている。 また、本地区は都市再生緊急整備地域に指定されており、多摩川に面する良好な環境を備えた居住機能の強化にあわせて、業務、商業機能の強化、景観形成や緑化の推進による魅力的な都市環境を形成することとしている。 本計画では、川崎市の中心的な広域拠点である川崎駅周辺、羽田空港や先端産業の集積・創出等が図られている川崎臨海部と近接するとともに、国道 409号沿い、かつ、京浜急行大師線鈴木町駅前に位置する本地区の立地特性を活かし、ふさわしい都市機能の充実と、良好な街並みの創出が図られた複合市街地を形成することを目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利	利用の方針	本地区は、業務、商業、都市型住宅、生活支援機能等の複合的な土地利用を実現し、計画的な市街地環境の形成を図るため、地区を3つの地区に区分し、以下の方針のもと適切な土地利用を誘導し、その維持及び保全を図る。 ①A地区は、駅近接かつ幹線道路沿いという立地を活かし、地域の利便に供する商業機能を整備し、地域生活の賑わいの向上に寄与する施設等の誘導を図る。 ②B地区は、利便性が高く良好な居住環境を備えた暮らしやすい都市型住宅を整備するとともに、主に居住者及び近隣住民のための生活支援機能等の導入を図る。 ③C地区は、駅近接という立地を活かし、業務・交流・住宅・商業等の土地利用を図る。
		区施設の 備の方針	建築物等の整備に併せて、周辺市街地と調和した緑豊かな市街地環境の実現に向け、周辺市街地から鈴木町駅へのアクセス性を高め、安全・安心で、豊かな緑を感じられる歩行者等のネットワークを地区間で連携して適切に配置するため、地区内に整備される広場と一体的な緑の潤いある貫通通路などの敷地内に公開される通路、歩道状空地を整備するとともに、その機能が損なわれないよう適切に維持及び保全を図る。
		築物等の 備の方針	多様な都市機能が集積する複合市街地の形成と良好な市街地環境の形成並びにその維持及び保全を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限について必要な基準を定める。

		地区施設配置及び対		通路 2 幅 通路 3 幅	韻 2.5m 韻 2m 韻 2m 韻 1m	延長 糸	1 1 0 0 m 1 1 6 0 m 1 1 9 0 m 1 1 7 0 m
		地区の	地区の 名称	A地区	B地	X	C地区
		区分	地区の 面積	約1. 3ha	約1.		約1. 1ha
地 区 整 備 計 画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限		次に掲げない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 神社、れらいの (4) 自財属 (4) 自財属 (5) 工場(業を (5) 工場(業を (5) 工場(業を (5) 工場で (5) 工場で (6) 自書で (7) が 150 ㎡を (8) というの (8) というの (8) というの (8) というの (9) というの (15) というの (16) という (16) という (16) という (16	築(1) 住宅(2) のも自いのも自いのも自いのの動属のでは、 (3) にない、 (4) 品営腐れ除自畜がのマん投票売類である。 (5) のでは、 (6) がのマんと票売類である。 (7) ん投券にに、 (7) 人投券に、 (7) 人口、 (7) 人口、 (6) は、 (7) 人口、 (7) 人口、 (7	ない、 では、 といいでは、 ないでは、 ない	集してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅(1階に店舗、事務所その他これらに類する用途に供する部分を有するものを除く。) (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 自動車教習所 (5) 畜舎で床面積の合計が150㎡を超えるもの (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場をのし、
		建築物の敷地		1, 000 m²		5 0 0 m²	
		面積の最	面積の最低限度 ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なの敷地にあっては適用しない。				
		壁面の	)位置 削限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りではない。 (1) 地盤面下に設けられる建築物又は建築物の部分 (2) 巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分			

地 区 整 備 計 画	建築物等に関する事項	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物等の外観に使用する色彩は、マンセル表色系(日本産業規格に定める色の表示方法)で次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるいずれかの色彩に該当するものとする。ただし、表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩を用いる場合又は建築物等の外観の各面の面積のうち5分の1未満の面積の範囲で、次の各号のいずれにも該当しない色彩(以下「アクセント色」という。)を用いる場合(色相0R〜9・9 Yにおいては彩度10超、その他の色相においては彩度8 超の高彩度色を用いる場合は、外観の各面の面積のうち5分の1未満かつ10 0 ㎡以下の範囲に限る。)は、この限りでない。 (1)建築物等の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)が20メートル以下の部分ア明度8以上かつ彩度1以下又は明度3以上8未満かつ彩度2以下又は明度3以上5未満かつ彩度4以下ウ色相5・0 YRから4・9 YRの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度2以下の色相0 Rから9・9 Rの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下の色相0 Rから9・9 Rの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下を色相0 Rから9・9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下な色相5・0 YRから4・9 YRの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下な色相5・0 YRから4・9 YRの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下な色相5・0 YRから4・9 YRの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下な色相5・0 YRから4・9 YRの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満かつ彩度2以下な色4以下ないまで表がありまが表がで表りまで表がありまが表がで表がで表がででない。当該上係物の発音に続けるとおりとする。ただし、他の法令及び条例等に特別の定めがあるものについては、この限りでない。3 屋外広告物の設置に関する制限は、次に掲げるとおりとする。 (1)屋外広告物の設置が表が表が表が表が表がで表に設置してはならないものとする。ただし、建築物の壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下とする場合は、この限りでない。 (2)地盤面からの高さが20メートルと超える部分に設置してはならないものとする。ただし、変にで対いとするものを除く。)(以下「壁面広告物」という。)の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の地壁面からの高さが20メートル以下の範囲の面積の15パーセント以下をが対り文字式の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。
-------------	------------	----------------------	---

- (4) 建築物の上部を利用する屋外広告物は、設置しないこと。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、自己の名称、店名又はそれに係る商標を切り文字で表示する場合は、この限りでない。
- (5) 複数の屋外広告物を連続して設置する場合にあっては、その大きさ、位置及び間隔を揃えるものとする。
- 4 あかりに関する制限は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 点滅する照明は使用しない。ただし、2月以内の期間に限り、表示、又は設置する場合は除くものとする。
- (2) 演色性が高く、かつ、温かみのある光源を基調とするものとする。

「区域、地区整備計画の区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。」

### 理由書

### 川崎都市計画地区計画の決定(鈴木町駅前南地区地区計画)

本地区は「川崎市総合計画」において川崎駅・臨海部周辺エリア及び川崎・小杉駅周辺エリアに重複した位置にあり、川崎駅・臨海部周辺エリアでは、土地利用転換の適切な誘導や防災面を含めた住環境の改善などの魅力向上の取組を段階的に実施することで、居住者や就業者、産業活動を支え、まちの活力と魅力が持続するまちづくりを推進することとしております。また、「川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想」では、港町・鈴木町駅ゾーンの「新産業複合エリア」に位置付け、商業・生産・業務・研究開発・都市型住宅などの機能の集積を適切に誘導し、複合市街地の形成をめざすこととしております。さらに、本地区を「多摩川リバーサイド地区」に位置付け、羽田空港近接の立地条件を活かした土地利用転換の誘導や多摩川の貴重な自然空間の活用と既存市街地との連携などをめざすこととしております。「多摩川リバーサイド地区」に関しては、「多摩川リバーサイド地区整備構想」を策定しており、整備の方向性として、国際化された羽田空港に近接し、かつ、多摩川の貴重な自然環境、魅力あるウォーターフロント景観を享受できる優れた立地条件を活かして、豊かな自然環境を備えた、人・モノ・情報等が集積する、産業の創造と賑わいの拠点の形成をめざすこととしております。

また、本地区は都市再生緊急整備地域に指定されており、多摩川に面する良好な環境を備えた居住機能の強化にあわせて、業務、商業機能の強化、景観形成や緑化の推進による魅力的な都市環境を形成することとしております。

本案は、川崎市の中心的な広域拠点である川崎駅周辺、羽田空港や川崎臨海部において先端産業の集積・創出等が図られている地域と近接し、国道409号沿い、かつ、京浜急行大師線鈴木町駅の南西約60mに位置する本地区の立地特性を活かし、ふさわしい都市機能の充実と、良好な街並みの創出が図られた複合市街地の形成をめざすため、鈴木町駅前南地区の区域面積約3.5haについて、地区計画を決定しようとするものです。

## 都市計画を定める土地の区域

- 1 追加する部分 川崎市 川崎区 港町、旭町2丁目及び伊勢町地内
- 2 削除する部分なし
- 3 変更する部分 なし

#### 経 緯 書

今回の都市計画決定の経緯

令和 7年 1月29日 都市計画素案説明会

令和 7年 1月30日~ 都市計画素案縦覧

令和 7年 2月13日

令和 7年 3月 3日 公聴会

令和 7年 5月13日~ 公述意見の要旨と市の考え方縦覧

令和 7年 6月12日

令和 7年 5月27日~ 条例縦覧

令和 7年 6月 9日

令和 7年 7月29日~ 法定縦覧(今回手続)

令和 7年 8月12日